

一般社団法人明専会 支部活動運営部会基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会(以下「明専会」という。)の定款第 63 条により、会務執行機関として設ける支部活動運営部会の基本的事項を定める。

(役割)

第2条 部会長は支部活動運営支援策の企画、実施、運営を担当する。また、必要に応じて各支部長にそれぞれの活動について、情報交換、助言、改善提案などをおこなうものとする。

- 2 本部会は、学内交流、同窓交流、地域交流を促進する事項、東京センターなど地域の交流場所を活用した産学連携の強化支援事項、その他地域交流の促進に資する事項について理事会に提案する。

(構成)

第3条 本部会の委員は、A, B, C, D各地区の幹事支部長および本部(北九州 5 支部)地区の活動統合化(含・中村記念館活用)担当として常務理事で構成される。また、理事以外の委員をおくことができる。

- (1) 部会長 : 1名
- (2) 副部会長 : 1名
- (3) 部会委員 : 必要数
- (4) 事務局 : 1名

(選任)

第4条 部会委員は、部会長が選任し、理事会の承認により会長が委嘱する。

(任期)

第5条 部会長、副部会長および部会委員の任期は、定款第 32 条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

(報告)

第6条 部会長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

- 2 部会長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

(会合)

第7条 本部会は、年1回以上開催する。また部会長は、必要に応じ部会会合及び各支部との情報交換会を開催するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成 27 年 2 月 14 日の理事会決議により制定、施行する。
- 2 これにより、平成 26 年 5 月 10 日の理事会決議により定められた一般社団法人明専会三者交流推進部会基準および支部活性化支援部会基準を廃止する。